
朝 来 市 議 会 政 治 倫 理 審 査 会

令和6年6月17日（月曜日）

日 時 令和6年6月17日（月）午前9時00分開会
場 所 議会第1委員会室

- 1 開会
- 2 日程協議
- 3 審査事項
- （1）令和6年5月1日付審査付託について
- 4 その他
- 5 閉会

出席委員（6名）

藤 原 正 伸	水 田 文 夫
横 尾 正 信	加 藤 貴 之
嵯峨山 博	渕 本 稔

欠席委員（なし）

説明のために出席した議員等

一般社団法人よふどの恵 代表理事 谷村幸雄
細 見 守 日 下 茂
吉 田 俊 平

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ————— 宮 元 広 司君 議会事務局次長 ————— 榎 谷 進 一君

午前9時00分開会

○委員長（藤原 正伸君） 皆さん、おはようございます。大変御苦勞さまでございます。

これから第5回朝来市議会政治倫理審査会を開会いたします。

初めに、審査会の日程についてお諮りします。

日程につきましては、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

それでは、ただいまから令和6年5月1日付審査付託につきまして審査を行ってまいります。

前回の審査会において、委員のほうから資料要求がありました資料につきましては、本日の会議フォルダーに格納しております。一般社団法人よふどの恵さんにおきましては、定款をお願いいたしましたところ、御協力いただきましてありがとうございます。

当審査会が、これまで市議会の会議中の発言に係る倫理条例違反の訴えに関しまして、3件の審査付託に対応するために、4回にわたりまして、問題となっている発言が記録された会議録該当部分を特定する等、関連する会議録や関係者の聴取によって資料を集めて、その発言の内容を明確にする調査を行ってきております。付託28号それから付託29号につきましては、審査請求者の意見の聴取まで終了したところでございます。

本日は残りの関係者の聴取を行って、審査資料の収集を終える予定と考えておりましたが、大変申し訳ございません。傍証ではあるがということで、本会議の議事運営について、議長から御意見を伺いたいという御要望が出ておりましたが、ちょっと今日その段取りが取れておりません。要求されました委員の方も傍証ということをお願いしておりますし、今後の評議の過程で再度時間をつくりたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、本日は残っております調査対象としまして、付託第30号に係ります審査請求者の御意見、それから、参考人として抗議文を出されております日下議員の聴取、そして、被申立人の聴取ということで、日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは最初に、付託第30号に係ります審査請求者であります一般社団法人よふどの恵、それから細見守氏から、倫理条例第7条5項によります意見もしくは事情の聴取を行ってまいりたいと思います。谷村理事長と細見さんにつきましては、御出席大変ありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですけれども、まずは審査請求者の方から意見もしくは事情のお話を伺いたしたいと思います。御発言がありましたら、これを許可しますのでよろしくお願いいたします。

谷村理事長、お願いします。

○代表理事（谷村 幸雄君） 発言の機会をいただきましてどうもありがとうございます。

我々が、この政治倫理審査会に初めて招集されました昨年の8月、この中で先に傍聴させていただいたんですけども、その傍聴の中であって、これは審査会がどのような形で始まったのかというような議事録を調査に伴う資料で頂戴いたしました。

その中で、審査会に発展する冒頭の2月にありました産建委員会の中で、吉田議員の発言によりまして、よふどの恵が全く我々の意図しない行動、あるいは取られ方をしておることが延々と発言をされてまして、これが元になって産建委員会の中でも、よふどの恵というのはそんな団体なのかというような印象操作をされたようなことを感じまして、これが契機になって、審査会まで発展したというふうに確認をいたしました。

いわれなき中傷といえますか、我々はもともとが地域の農地を保全していくということを主体に

して法人化をした経緯がありまして、内容的にはそれを踏襲しておりまして、利益を得るというようなことは当然若干あるんですけども、それを主とした団体ではございません。まして、我々役員は報酬的には出せるんですけども全く出しておりませんし、そういった地域を保全するために集まったボランティア団体というのが正確なところです。

それを地域の言うたら野菜関係の流通を牛耳るような形の取組をしておるというようなところの発言があつて、非常に心外しておったんです。それが新聞報道等で業者という形で発表されまして、地域の方にとりましては大変心配をおかけしたということになっております。それが払しょくされないまま今日まで至っておりまして、何か地域内でも非常に活動がしにくいというような状況も発生しました。徐々にその機運も薄れてきておりますけれども、なかなかこの印象というのは拭い切れないという状況がございました。これは正式に発言された方から間違いであったということのおわびというか、そういうことをしていただかないと、公表していただかないと、これがすっきりしないなということで今回提案させていただきました。

私のほうからは以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 細見さん。

○理事（細見 守君） 私も、よふどの恵の理事をしている中で、私及びよふどの恵に対して相当きつい話が、5年の2月10日の産建委員会の中で発言されてた資料を頂いた中で、議事録を頂いた中で、8月30日に森田議員、まあ私の友人が森田議員と心安かったもので、一回、吉田議員と森田議員にちょっと出会いたいんやけどということで、それで時間取っていただきまして、そのときに森田議員、吉田議員が、私はこの今ちょっと文章でいただいたんですけども、議会の中で謝罪をするということと、それから、議事録から削除する、それから、産建常任委員会ではよふどの恵とできるだけ早い時期に一般会議を開いて、そこを改めますという話がされたやつを、本人の口から言われただけじゃなしに書面でいただきたいということで。それで、その書面は吉田議員が書いたのか、森田議員が書いたのか分かりませんが。実際、議場で吉田議員が謝られたということは、自分が言うたことに対してちゃんとしたということを証明するために。せやから、私、今日、森田議員が仲介でいただいたLINEのメッセージをちょっとここへ持ってきとんどですけども。これを皆さんもしあれやったら見ていただいたら。吉田議員と森田議員の中でこういうことを謝罪したということをお私LINEまだ今もLINEに残ってるので、印刷も可能ですし。一応、言うた言わんじゃなしに、文章でくれということで文章でいただいてるので。もし、委員長これあれやったら配らせていただきますけど。

○委員長（藤原 正伸君） 資料提供についてはありがとうございます。提出御希望の資料は、すべからく頂戴いたしまして、審査のほうで確認をさせていただきますので。事務局、受け取りだけお願いできますでしょうか。

御発言のほうは以上でよろしいでしょうか。

○理事（細見 守君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、審査請求者であります、よふどの恵の谷村理事長、それから

個人として一緒に請求されております細見さんからの御発言を頂戴いたしました。

審査請求等、理由等の発言をいただいたわけですが、この請求に対しましての審査請求書に対します質疑がありましたら行っていただきたいと思いますので、挙手の上お願いをいたします。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） すみません、1点だけ最初に。

先ほど、資料提供していただきました資料につきまして、委員に配付お願いいたします。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、配付お願いします。

では、質疑がありましたら挙手の上、お願いいたします。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） おはようございます。

代表のほうから、理事長のほうからの説明にもありましたとおり、吉田委員の2月10日の産建委員会の中での発言が、全く団体の性格を誤解しているというところ、それについて少し確認をしたいのですが。

今日の参考資料として、令和2年ですね、ちょうどよふどの恵さんができた頃だと思いますが、令和2年、これって今お持ちですか、参考人の方。令和2年の予算決算特別委員会の総務分科会の議事録で、よふどの恵さんがどういう性格であるかというのを、市の市民協働課のほうから説明している資料があります。それについて、そういう認識が正しいのかどうか確認をしたいのですが。審査の中で、地域自治協議会の中で、法人格の取得なのかそういったところは必要じゃないんじゃないかという話の中で、実際そういったところがあるのかというところでした。それで、市民協働かのほうからは、「例えば、与布土地域自治協議会は、今年の4月に法人格を新たに取得されたんですが、それに関しましては、一般社団法人の法人格を取得されました。自治協議会自体が法人になったわけではなくて、自治協議会の中に別途法人格をつくられたという形になっております。それは、今後、与布土が取り組みたいと思われる事業が、その一般社団法人がふさわしいということとを2年間かけて話し合いをされて、アドバイザーの方も入られて、ではそれでいきましょうということになったので、一般社団法人を取られたという流れになっております。今の現状ですと、地域自治協議会に全てがぴったりと当てはまる法人格がありませんので、そういうやり方になるかなというふうに考えているんですが、今後もこういうふうな地域自治協議会にぴったりな法人制度をいろいろ研究したりとか」というところがあります。

また、10ページの下のところ、「例えば、会計上なんかでも、委託事業でありますとか収益事業の部分と、それから補助金をもらって行う事業というのを、なかなか一緒に会計処理できないということなんかあつたりしますので、与布土なんかは一般社団法人を取られたということになっています。それで、与布土なんかは、それとはまたもう一つ別に認可地縁団体も与布土全体で取られておりまして、財産の保有に関しては、そちらを使っておられるような、用途別に分けるようなやり方で、別に中に与布土自治協議会の新たにつくられた、よふどの恵という一般社団法人は、あくまで自治協が主体されていますので、そこら辺の会計上の比較でありますとか、ちょっと内部

の組織的な分け方で別になっているというふうに申し上げただけで、そもそもは一緒にされているような、そのような状況でございます。」というふうに市は説明してます。

その認識で正しいのかどうか。つまり、吉田議員は全くの個人の団体やと言ってそういう話をされています。そうじゃなくて、もう自治協と一体となっていると。ただ、会計上、自治協がそういった会計上も利益なんか出すわけにいけないので、会計上の処理の中で、与布土自治協議会とは別の一般社団法人を立ち上げたんだと、そういう経緯ということによろしいのでしょうか。その辺、補足的に説明があればお願いいたします。

○委員長（藤原 正伸君） ちょっとお待ちください。

今の会議録の9ページから11ページにかけて。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 暫時休憩します。

午前9時16分休憩

午前9時21分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、ただいまの質疑にありました、朝来市議会予算決算特別委員会、総務分科会、令和2年9月15日の会議録の9ページ、下から2行目から始まります市民協働課長補佐の発言部分、それから、10ページの下から4行目から始まります、同じく市民協働課長補佐の発言部分を事務局から読み上げていただきます。

局長。

○事務局長（宮元 広司君） それでは、読み上げさせていただきます。

法人格なんですけれども、なぜ法人格が、今、自治協に必要なのかという必要性が生まれた段階で、法人格というのは、あくまで取得について目指すべきかなというふうに考えています。まず、なぜ必要かというところを醸成していくために、いろいろとこれからも研修なり啓発なりを続けていけないといけなかなというふうには思っております。例えば、与布土自治協議会が、今年の4月に法人格を新たに取得されたんですが、それに関しましては、一般社団法人の法人格を取得されました。自治協議会自体が法人になったわけではなくて、自治協議会の中に別途法人格をつくられたという形になっております。それは、今後、与布土が取り組みたいと思われている事業が、その一般社団法人がふさわしいということを2年間かけて話し合いをされて、アドバイザーの方も入られて、じゃそれでいきましょうということになったので、一般社団法人を取られたという流れになっております。今の現状ですと、地域自治協議会に全てがぴったりと当てはまるという法人格がありませんので、そういうようなやり方になるのかなというふうには考えているんですが、今後もうこういうような地域自治協議会にぴったりの法人制度をいろいろ研究したりとか、それから、小規模多機能自治ネットワークという全国の組織で、そういうようなことを国のほうにも引き続き要望していったりとか、そういうようなことを続けていけたらなというふうに考えております。以上です。

次の発言のところを読み上げさせていただきます。

先ほど言いましたように、例えば、会計上なんかでも、委託事業でありますとか収益事業の部分と、それから補助金をもらって行う事業というのを、なかなか一緒に会計で処理できないということなんかもあったりしますので、与布土なんかは一般社団法人を取られたということになってます。それで、与布土なんかは、それとまたもう一つ別に認可地縁団体も与布土全体で取られておりまして、財産の保有に関しては、そちらを使っておられるというような、用途別に分けるやり方で、別に中で与布土地域自治協議会の新しくつくられた「よふどの恵み」という一般社団法人は、あくまで自治協が主体でされてますので、そこら辺の会計上の分け方でありまして、ちょっと内部の組織的な分け方で別になってるというふうに申し上げただけで、そもそもは一緒にされてるというような、そういうような状況でございます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、理事長よろしいでしょうか。

谷村理事長。

○代表理事（谷村 幸雄君） 一般社団法人が立ち上げになった経緯といいますのは、与布土地域自治協議会では、当時3つの大きなプロジェクトを持っておりました。それは農業振興が一つと、高齢者福祉が一つ、もう一つは移住定住と、この3つのプロジェクトがありました。御存じかと思うんですが、与布土地域というのは確たる産業はございません。ほとんど農業主体の集落が集まった地域でございます。やっぱり農業問題というのは非常に一番大きな問題となって、その中で高齢者の問題とか後継者がいないとかいう問題ですね。農地がどんどん荒れていく現状がありまして、地域の中の課題としては一番大きな課題でありました。

この3つのプロジェクトが進んでおったんですけれども、やっぱりこの課題が一番大きいという中であって、これは自治協議会が孤立、主体で進めていくと、ほかのところがまたおろそかになる。というのは、これはもう切り分けて法人化をして、こういう主体に活動していく組織をつくったほうがいいんじゃないか。これはたまたま当時、県の助成等もございまして、そういった指導もあって、アドバイザーも雇っていただきながら、そういった方向に進んで、何とかそういった団体になっていったわけです。

会計上の問題というのは全く別です。実質、一般社団法人は福祉募金を取らないといけません。補助金等は一切もらって、どことももらえることは多分何らかのルートを取ればもらうことはできるかと思うんですけれども、まだそういったところまでは全くしておりません。あくまでも、自主の財源の中で、あるいは与布土地域自治協と協働でやる事業に対しての、我々の事務局がそれを受託するという形になるんですけれども、そういった形で協働化というところがあるんですけれども、通常の活動はほとんど別でやっておりますので。ただ、お互いに、よふどの恵からは与布土の自治協に副会長として参画しておりまして、言わば、与布土自治協があって、それからよふどの恵みという一般社団法人があって、それからもう一つ、当時、多面的機能事業というのがあって、それもまた別の組織を取りまして、この3つを基本にしてまとめてもらっているという状況でございます。そ

れでよろしいですか。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ありがとうございます。

なので確認としては、吉田議員が言われた個人の団体という認識じゃなくて、本当に自治協と一体的な団体であると。そういうことであるので、吉田議員の発言が不当だと。そういうことでよろしいですか。

○委員長（藤原 正伸君） 谷村理事長。

○代表理事（谷村 幸雄君） 吉田議員の最初の主張は、これらは利益団体であるということが主体であったんです。なおかつ、最初に示された、よふどの恵が給食センターへの野菜の納入に関して、中間業者としてというような位置づけになるということで、そういった形の提案が市のほうから出されて、その中でよふどの恵が入れば、地域全体のそういった野菜の物流というような中で、一本その大きな、というか流れの主体をつくってしまっていて、よふどの恵だけがもうかる仕組みになってしまうというようなところの指摘があったんですけど、我々は別にここでもうけようということを考えたわけでもないし、まずは、市からそういう話が出たときに、我々ができるんだろうかと。なぜ、我々がというようなことになっとるかということに対して説明を求めた。それから、実際にどういうふうな物流があるのかということを知っておかないと、我々は参入もできないと。そういうことに関して説明を求めたのが、12月8日の説明会であったわけです。ですから、これは全く契約の場でも何でもありませんし、我々はその内容を確認したかったということだけなんです。

実際、吉田議員が言われているように、我々がここに仮に入ったとしまして、それでもって、各そのほかの販売所さんの流れが変わってしまうというのが全く起こり得ないと思います。それが全く独占的にそういうことができるというようなことは、全くないというふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 1点お尋ねしますけれども、先ほど冒頭に細見さんの発言を聞いておりました中で、1点お尋ねしたいんですが。

森田、吉田両議員に会ったときに、そのときに、今、提出いただいた謝罪文をいただいたというお話だったんですが、もう少し正確にお聞きしたいんですが。森田、吉田議員にお会いになったのは何月何日の何時頃で、どちらの議員のほうから文書を手渡しされたのか教えてください。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） 今、谷村理事長が言うたように、傍聴に来たときの資料を見て、それで全くこんなもん憤慨するあれやったんで、それで8月30日前に一度、私の友人が森田議員と心安かったので、一回森田議員に連絡を取ってくれへんかなということで、それで、森田議員に吉田議員さんと呼んで一緒に話聞いてほしいんやけどということで、8月30日の夕方4時ぐらいから友達のところで一緒に会いました。そのときに、先ほど配らせてもらった、1、私、吉田俊平は、細見さん個人及

びよふどの恵、それから、2月10日の会議の記録から両者の名前を削除するよう要請します。それから、産建常任委員会とよふどの恵、一般会議をなるべく早くしますということを吉田議員が自分の口から言われて、ほいでそれを聞いてだけやなしに、それを文章でしてくれやというて私が頼みました。それで、その文章にさせていただいたやつが、私の友人を介して私のところにLINEで来たんですけども。そのときにも、細見さんには貴重は時間をつくっていただきありがとうございますと、森田議員からの伝言ですということで私に友達から来てます。

それがあって、その後、今度は9月18日の議会のケーブルテレビを傍聴させていただいたら、誤解を招く発言ということやったんで、それをこの記（資料）で書いてあるところからは、よふどの恵の皆さんから、私にその誤解を招く発言したということで、誤解をしたのは吉田議員なのでそこは間違わないで謝ってほしいですというのは、今度はよふどの恵の皆さんから私のところへLINEが来た部分です。それでそれについて、これをそのまま森田議員に返したら、今度は11月1日に森田議員より、友達が私のところへ送ってくれた、それで議会でお話聞くようにしていますということで。おはようございますというところから、議長の大役は議員各位の力をお借りしながら努めてまいりますということで、これは森田議員さんからLINEでまたいただいた文章です。

せやから、以前に一回、私、議運か何かで呼ばれたときにも、森田さんがこんなもん書いてへんということやったんですけど、実際私書いておられますよということで、そのときにも一度、森田議長がおられるところで出したら、それやったら書いたということで、そのときに嵯峨山委員さんが、最初からそない言うもったら、そんなもん来てもらう必要なかったのに、あんたがそんなもん知らん、どっから出たもんや分からんと言うさかいに、ここで来てもらって確認せんなんやろいうのを嵯峨山さんが言われもったんを私も記憶してます。

せやから、何も包み隠さず、やっぱり言われたことについては、きちっとこれ審査していただかなんたら困るなと思って。せやから、私今でも携帯のLINEに入ってるんで、全部出せやいうことやったら全部出るんやけど。結局、その友達の名前とかそんなんも出てくるんで、ちょっとそこは控えさせてもらおうかなと思って。せやから、全て森田議員が友達に送ったやつが、私のところへ送ってきとるという状態になってるんで。最後に送った本人の名前は自分書いとるんで、そこはやっぱり削除しとかなと、具合悪いかないうのはちょっとあったんですけども。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 面会の日付は一応ありましたけど。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） ちょっと話を整理させていただきますと、最初に言われたとおりの最初に森田議員と吉田議員が来られたと。

○理事（細見 守君） いえ、来てくれと言われた。

○委員（渕本 稔君） あ、来てくれ言われて、そのときに今日提出されたこの文書は、そのときに直接手渡しされたものではないということですね。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） そのときに、吉田議員からこの１、２、３について口頭で言われたんですよ。大変迷惑かけましたのでこの件については謝罪しますよ。ほんでそれはいつなんやというたら、議会の中で謝罪すると。それから、議事録から削除するというのは、事務局にも恐らく吉田議員が言われとるんですわ。これ議事録から削除してくれいうて。せやから、それは逆に事務局の方も分かってると思うんですけども。それと、産建委員会とよふどの恵の一般会議をなるべく早くしますということと言われておって、せやけど、それだけがずっと延び延びになっとなって、されないまま産建委員から今度は吉田さんがどかれたんで。それでその後に、産建委員会でよふどの恵のメンバーみんな来て一度説明させていただいた経緯はあります。

せやから、早急にします言うとして全然せえへん、ほんなら産建委員会から吉田議員がおらんようになってから、次の新しい産建委員の皆さんで、一度よふどの恵のメンバー全員来て、よふどの恵みとはこういうもんですよという説明はさせていただいたんですけども。せやから、そのときに私に言われたことをそのまんま口頭やなく文章にしてくださいよって。せやから、後日、森田議員か吉田議員が書いたものか知らんけども、私の友人を介してこのLINEが入ってきたんです。

これでよろしいでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） それで、今日提出されたこの文書に限ってお尋ねしますけれども、以前に議会運営委員会の中で、森田議長もこの件についてお話をしてもらいました。そのときの話では、これはいわゆる紙のペーパーに書いたものではなくて、間に立たれた友人に、この間出会ったことを整理しておきたいので、LINEでその間に立った友人宛てに送ったものだ。直接、細見さんや谷村理事長に送ってもものではないと。あくまで、第三者、間に立ってくれた人に送ったLINEの文章ですというお話だったんですが、それについてはいかがでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） それについては、吉田議員と一緒に読んだときに、この１、２、３についてさせていただきますと口頭で言われたので、それを文章にさせていただきたい。言うた言わんということになるんで、文章にさせていただきたいというて。せやから、書いた云々ではなくて、LINEに書かれたやつが私のところへ。文章にさせていただきたいと言うたので、それで友達を介して、私と森田議員はLINEつながってないんで、森田議員が友人を介して、友人から私にLINEでいただいた。せやから、仲介で入ってる友達を介してのLINEですけど、実際、吉田議員はこれだけ、１、２、３については、その日に口頭でこれだけのことをさせていただきますと言って、実際それやられてるんで。議場で謝って、それから議事録から何とか削除してくれという話もされたということを私聞いたので。せやけど、それは一旦出した議事録を変えることはできない。せやから、実際、吉田議員が言われたことを実際やられているので。書いたか書かん、言うた言わんやなしに、実際やられたんやから。議場でも謝って。ほいで、そのときの議長はどうやったか知らんけど、「こんなところでそんなこと言うことちゃうやろ」と議場でいろいろ言われとったという話も私聞いてます。せやから、吉田議員が言いかけたときに、途中でもう「何言うとんや。止め止

め。」というて言われたことも聞いてるんですけども。せやから、そのケーブルテレビで言われてるやつ、皆さんよふどの恵みの連中も見ただ中で、あんなもん誤解を招く発言じゃって、誤解しているのは吉田議員であって、誤解を招く発言じゃないやでえかということで、その辺のところをもう一回きっちり謝罪してほしいというのが、よふどの恵の意図ですわ。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 再度、確認しますけれども、今日はこの文書化されたものが提出されたけれども、もともとは森田議長がその第三者の友人宛てに送ったLINEの発信だということで間違いないですか。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） そのとおりです。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） そうするとこの発信者は森田議長ということになるんですが、今日、物件として提出する際に、森田議長にこの間のLINEにしてもらったやつを出しますよというような話はされましたか。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） それはしていませんけど。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 今、渕本委員のほうから、るる質疑があったんですけども。これは先日の議会運営委員会の中で、要はこの文章というのは、議長自身のプライベートの文章なんだということなんです。以前、細見さんのほうからお伺いしたときは、先ほど一生懸命御説明いただいたんですけども、要は8月30日の日にお出会いして、口頭で言われたものを文章にして返してほしいんだという、その文章がこの文章なんですよという御説明やったんですけども。そうじゃないんだというような、先日、議長がそういうふうな主張されましたので。これは個人の私自身のメモやから、これについての資料提出とか、これに対する内容の審議とか議論するのはちょっとおかしいんじゃないかというようなお話があったので、先ほど渕本委員のほうでいろいろと御質問されたのかなというふうに思うんですけども。

再度お伺いしますが、8月30日にお会いしたときは、こういうふうな話の内容をされて、口頭では分からないので、ちゃんとした文章で返してくださいねというようなことをLINEで送られたのがこの内容ですよということですよ。そのLINEが、大体いつ頃この友達の方から来たとかというのを覚えておられますか。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） そのとおりです。そやから、今も携帯のLINEの中には、このままの文章が出てますし、それから、今度は私が逆に友人に介して森田議員に言うてくれというた、その経緯

のところを、よほどの恵のメンバーから、そういう誤解を招く発言というのはなくて、誤解をしているのは吉田議員やということを吉田議員に伝えるようにということで、同じように私も返してま
す。

○委員長（藤原 正伸君） 嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） それと、先ほどあったんですけれども、この文章というのは、細見さんの
ほうから口頭で、分からんで文章で返してくれてきっちり返してもらった文章やから、この文
章自体は細見さん自身がきっちりいただいた文章やという認識の中で、こういう資料を提出され
てるということでよろしいですね。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） そのとおりでございます。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいか。

ほかに質疑は。

副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） すみません、1点だけ整理させてください。まず1点は、1点、2点
ほどね。これは時系列に並べられとるんですか、LINE。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） そのとおりです。

○委員長（藤原 正伸君） 副委員長。

○副委員長（水田 文夫君） それと、細見さん自体はこの文章の中で、吉田、森田さんからの合わ
せた文章というのが、中に入ってこられた方がまとめられた分じゃなくて、森田議員がまとめられ
た文章やという認識でよろしいんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） 友達も、ここへ森田議員からの伝言ですということで書いてるので。せやけ
ど、実際、吉田議員がここに書いてあることは、当日、口で言うたことを文章にされてるんで。せ
やから、誰が言うた云々という話やったら、謝罪しますとか、それから議会の議事録、記録から名
前を削除するとか、産経委員会を早急に開いて一般会議でよふどの恵と話し合いするという、その
ことは全て吉田議員の口から言われたことを文書化してほしい。言うた言わんということになっ
たら困るので、一応書いたものでいただきたいということで言うたのが、せやから、これ実際吉田議員
が書かれたのか、森田議員が書かれたのか分からないんですけど。私としては、私、吉田俊平はと
いうて書いてある以上、吉田議員が書かれたものと認識していますけど。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑ありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 1点だけ確認させてください。

これについてです。これ以前、議運でも提出していただきました。そのときに提出していただい
た文章と1点だけちょっと違いますね。手書きで書いてございますが、追加がございます。細見さ

んには、最後のところです。要するにメモ、LINEですか、LINEの最後の行になりますが、細見さんには貴重な時間をつくっていただきありがとうございました。議運ではここで終わってるんですけども、実は続きがあるんだということで。と、森田議員からの伝言ですというのが、実は付け加わっているというということによろしいですね。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） そのとおりです。

だから、今も証拠として出せということやったら、私のそのLINEをそのまま皆さんに見えていただいて、実際ここ全て書かれてるということは。付け加えた云々は一切ないです。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） そうしますと、仲介者の御友人から、森田さんからの連絡という形で、以下ですよ、吉田議員からの連絡ですというところから始まって、以下ざっといって、最後に細見さんには貴重な時間をつくっていただきありがとうございましたと森田議員からの伝言ですというのが締めになっているということなので、森田議員から約束どおり来た。8月30日に約束したとおりの文面できたと、こういうふうに理解されたということによろしいですね。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） そのとおりです。

○委員（横尾 正信君） 分かりました。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 2点お伺いします。

ちょっと2月10日の議事録に戻っていただきたいんですが、6ページの最終段落のところ、よろしいですか。吉田議員の発言として、うちには全く関係ない組織です。団体はこの前会った細見さんですよ、代表を、私がやってくれて言って、一般会議ときに言われましたよというふうな発言をされ、細見さんそもそも代表ではなくて理事であるという認識。御説明いただけますか、それについて。一般会議のときにそういうことを言われたのか。この発言をどう取ったらいいのか。

○委員長（藤原 正伸君） 細見守さん。

○理事（細見 守君） いや、それでこの私議事録をたまたま、その後に傍聴に来させていただいたときにこの議事録を見て、ええ何これ、よふどの恵と私個人を物すごくあれされてるということで。それでこの基になったのが、それより前に、朝来市の農業を考える会という産建委員会で、今ここにそのときの資料も持ってるんですけども、たまたま農林振興課のほうと産建委員会のほうとで、朝来市の農業を考える会という会議を持たれたときの資料として、一応、よふどの恵がこういうことを取り組んでますよというのを説明した中で、その後に学校給食の話が出てきて、そのときには学校給食の話はなかったんやけども、よふどの恵みそのものが、地域の農地を何とかしようという、そやから耕作放棄地とか、高齢化している中で畔草刈りとかそういうことができない方に、地元で草刈り隊を募集かけて、その方に作業委託をして、その依頼主からいただいたお金の手数料

を事務局が何ぼか取った残りをまた作業者に払う、とにかく地域の農地を皆で頑張っ確保しようというのが、よふどの恵みの組織である。せやから、その話も私その産建委員のときにもさせていただいたし。せやから、野菜の仲介業務というのは、地域で採れた野菜を京阪神に向けて何とか売れないかということで、今よふどの恵みもそれも今取り組んでます。それと、都市農村交流で、この間も、よふど温泉の近くで収穫体験とか田植とか、ほいで魚のつかみ取りとか、そういうこともよふどの恵みが企画して、三菱労働組合とまあ伊丹の。ほいで、そこの従業員家族に来ていただいて、そういう都市農村交流とか自治協議会でできないことを、よふどの恵で何とか頑張っやっていこうということをいろいろやりよるやつが、全て全然違う方向に理解されとったこと自体に対して、何を言われとんやということで。そこで逆に、せやから、谷村理事長の言われたように、収益云々じゃない、とにかく地域の農地をどないして守るということで、あぜ草刈ったりなんかでする、ほんならそういうことが受託されとる農家の方に全員するんかというたら、そんな畔草刈り刈ってまで、そんな田んぼなんかよう預からんでと言われるやつを、地主さんに刈っていただく。それか、もしくは地主さんが刈れんのやったら、よふどの恵が草刈り隊に頼んでそのあぜ草を刈る、そういうことをやっとるんやということを産建委員会で説明したときに、たまたまそのときに私が呼ばれたので、それでその資料がここに出て、せやからそのときに出られとったメンバーの方も皆、今資料でそのときの産建委員会の方おられるから皆さんそこで名刺もいただいたりなんかしたんで、それも全て持ってますし。せやから、水田委員さんもそのとき産建委員会やったですよ。ほいで、私もその説明をずっと延々させてもらったときに、吉田議員がなんか違う方向になって。ほいで、以前にお出会いしたよふどの恵の代表とか、よふどの恵の代表は谷村なので、私はたまたまそのときには、よふどの恵も参画しとるし、ほんでまあほかにもいろいろやってるので、ほんでその辺のところが誤解されて、だんだん話が違う方向に行っしもとったというのが、私としても残念やなという。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ありがとうございます。分かりました。

最後ちょっと理事長に聞きたいんです。私からは最後ですけど。利益について聞きたいんですけど、一般社団法人ということで利益は出すことができる。ただ、利益の構成員の分配ができずに、全て内部留保して、事業で再投資に充てるというふうなのが一般社団法人だと思うんですけど。そういう点で今日定款が出て、36条にも、この法人は剰余金の分配を行わないと書いてあったりとか。あと、役員の報酬についてはどうなんでしょうか。26条のところに、理事及び監事に対して、その職務執行の対価として報酬等を支給することができるというふうに書いてあって、あくまで対価として役員さんたちは報酬をもらっていると、そういう認識でよろしいのか、その辺の説明をお願いできますか。

○委員長（藤原 正伸君） 谷村理事長。

○代表理事（谷村 幸雄君） 報酬については、今おっしゃられたとおりです。できるのはできるんです。ただ、収益がほとんどありませんので、全くこの過去4年間しておりません。完全なボラン

ティアです。ただ、一時、例えば先ほどありましたように、何度か行事をやったときに、どうしてもその事前準備とかそういったところで継続的な作業に入ります。そういったときに、出た分については時間当たりの報酬は払います。ただ、役員としての報酬としてはございません。今のところは。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ないようですので、これで、よふどの恵さん並びに細見守さんに対する質疑を終わりたいと思います。

谷村理事長、それから細見守さん、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前9時57分休憩

午前9時58分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは次に、産業建設常任委員会の委員長でいらっしゃいます日下委員長に、御意見ないし事情の聴取を行いたいと思います。

産業建設常任委員会の発議に係る条例案の取扱いについて問題となっておりまして、これに関して、日下委員長のほうから、その取扱いに対する発言について抗議する内容の文書も提出されております。この間の事情等を含め、御意見がありましたら御発言いただきたいと思います。

日下議員。

○議員（日下 茂君） 話せば非常に長い時間になるんですけども、要点だけつまんで話しさせていただきます。

もともと、この振興条例というのは最初は委員会では全く協議してなくて、突然、吉田委員のほうから振興条例を制定したいと。議会のほうで発議することで、今日まとめてほしいという話がありました。その中で、よく意味が分かりませんので、ちょっとそれは待ってくれへんだろうかという話でしたところで。当局側とその後話をしたところ、これは会議録にもありますけども、経済振興課長のほうから、経済成長戦略の策定を進めておりました。その当時。その策定後に検討していこうということで、策定に向けて進めていこうということで、これ条例のことですけども、市長のほうからも指示を受けておりますということでしたけども、まあ1人か2人か分かりませんが、今年度中の策定、もしくは来年度に必ず策定という、そういった担保ができるのであれば、取り下げることもやぶさかでない。それが確約できないのであれば、議員発議するといったお話を聞きましたということをここで課長のほうも言うておられます。

その後、一般会議を商工会とも持ったんですけども、それも委員会のほうで決定したことはありませんで、いきなり、今日、商工会も来られてるんで一般会議をと。私、朝、委員会の会議に出席

してここに来たときに話を聞きました。いきなりって言ったってそんなもんを受けるわけにいかんと言ったら、それでも商工会来られて待っておられるんではないかということで。何ぼ何でも、議会の恥をさらすわけにいかないので、じゃ一般会議という形で取りあえず開くけども、それはもう納得できないということで、それは委員の中でももめたところでございまして。その一般会議を開いたところ、議会のほうで制定するという話を聞いてるというお話でしたので、どうなつとんだと言いながらも、進めていかないしょうがないなということで。委員会のほうで発議するという、まあ発議するとなったら全会一致が基本になりますので、全会一致という方向で取りましたが。それはもうパブコメの日程も全て1人の委員がやられて予定されておりましたので。パブコメが終わって発議できるのは12月初日ということで。当然、ここで委員会が改選されておるわけですけども。そのときには、委員が改選後に申し送りという確認もここでは行われてなかったんですけど、初日ということで、12月の末ぐらいでしたかな。ちょっと委員会の日程覚えてないんですけども、12月25日に最終やったんですかな。11月にもう一回やってますね。それで、委員会のほうで、全委員のほうから議会発議ということで、委員会発議ということで、一応全会一致で決定しとんだけど、どうでしょうかということをお諮りしましたら、新たに就任された委員の中のほうで全く分からないと。それじゃ分からないということで、当局側の考え方、また、ほかの市町村等々もうちょっと勉強したいことがあるんで、初日はちょっと無理であるということで遅らせていただいて、12月に委員会を開催しまして、当局側を呼んでそれで説明を受けたり、また疑問点を質疑したりというような委員会であったわけですけども。委員のほうで諮りましたところ、12月の最終日、中日は難しいということで、最終日に発議しようということになりまして、ここで最終日発議するという確認を取っております。それで、最終日に発議したということですけども、12月最終日に発議したところ、提案理由の説明じゃなくして、吉田議員のほうからクレームが付きまして、旧委員に関しては資質を疑うというような発言。新しい委員に関しては、勉強不足であるというような発言がございましたので、現委員のほうから、これは許される発言ではないということで申立てが出てということですね。大体の流れがそういうふうになっております。

○委員長（藤原 正伸君） ありがとうございます。

日下委員長のほうからは抗議文書も出ておまして、これに関する御説明も含まれてたと思いますので、そのように解釈させていただきますが。

ただいまの御説明に関しまして、委員会における条例案の取扱い等については、一貫して委員長として会議運営されておりますので、御不明な点がありましたら、この際、御質疑いただきたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑はございませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 一番最初にこの中小企業の話が出たというのは、多分僕が今見るところ、産建委員会で去年の8月18日の委員会なのかなと思うんですけど、そうですか。

○委員長（藤原 正伸君） 日下議員。

○議員（日下 茂君） 大体そんなもんだと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 6月の議会が終わって、6月議会の所管事務調査には、特に中小企業等のことは入っていなかったけど、この8月18日の次第を見ると、その他のところで条例制定についてという項目があって、その中で吉田議員が提案された。そういったところで、その他だけ提案があるので、一つちょっと委員会として話をしようかという、そんな流れになったんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 日下委員長。

○議員（日下 茂君） 当局側とは非公式ですけども、私も条例策定後に一、二年かけて当局提案をしたいという話を聞いておりましたので。突然、議会のほうで発議をしたいという話が出たときにはちょっとびっくりはしたんですけども。やはり、知らん知らんで逃げたり、商工会が相手になりますので、何ぼ何でも議会の恥をさらすわけにいかんという思いで、一応まとめさせてはいただきましたが。そういう流れです。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 議事録を読んでおりましたら、いわゆるパブコメの取扱いについて、若干議論があったようですけれども。どういうことが問題点になって、どういうことに落ち着いたのか、お尋ねいたします。

○委員長（藤原 正伸君） 日下委員長。

○議員（日下 茂君） 条例策定に向けてパブコメをかけました。11月から12月にかけて1か月間。パブコメの回答は1件も確認しておりませんので、なかったということです。そこで、当局側と打合せをするところ、12条の経済成長戦略後にということで、経済成長戦略を含めて考えてほしいということで、その条例文はいろいろはおりませんけども、説明の部分でそれを1か所入れたのと。それから13条のところに、毎年公表し議会に報告することということで、毎年公表するということは、当然、議会が知り得るところですので、その議会というところが重複しておるということで、議会を削除してほしいというのが当局側の考え方で。その後、法制とも相談しましたが、全く問題はないということで受けまして、それで事務局のほうで再度確認して、法制側それから法的に問題ないということでしたので、パブコメを再度かけることなく、提案し発議したということです。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 了解しました。

最終的に委員会の中で、そういう法制の助言もあって、パブコメを再度かけることはしないという確認をされたわけですね。

○委員長（藤原 正伸君） 日下委員長。

○議員（日下 茂君） そういうことです。

ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 発議のタイミングなんですけど、当初、吉田議員のほうからは、12月議会の初日か、もしくは中日というふうなことで希望されていましたが、結果的に12月議会の最終日になったと。産建の委員長として、初日である、中日である、最終日であるというのはかなり重みが違うものなのか、それともやっぱり、別に12月議会の間だからそれほど重みは変わらないのか、その辺どうお考えだったのかお聞かせください。

○委員長（藤原 正伸君） 日下委員長。

○議員（日下 茂君） 旧メンバーで確認はしましたが、新メンバーになって改めて確認をしてませんので。旧メンバーで決まったことは新メンバーで知らなくてもええから、とにかく発議するという方向には、私は強引には持っていきませんし、それに対してかなり意見も出ましたので。それで、当局側の考え方を確認すると、そこら辺を盛り込むということを回答いただいているけども、もう少し分かりにくいところを修正していただければという要望がありましたので、協議して修正したと。修正というかほとんど修正じゃなく、1か所削除したと、説明を1か所加えたというだけのことで。私は最終日に発議したことに関しては、全く問題はなかったというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私のほうからは最後で。

吉田議員が、委員のあのメンバーが委員長に全権委任をしたというふうに発言をされています。それについてお伺いしたいのですが、12月14日ですかね、12月14日の議事録の中で、様々議論をされて修正をしましょうという方向になって、最後に9ページ、最後に休憩後に松井議員からこういった点について修正をしますと。それについては、委員長、副院長のほうに委託といいますか、お願いして判断していただけたらありがたいと思いますという発言をされています。これに対して、吉田議員は全権委任をしてるというふうにおっしゃっているわけですが、委員会としてはどうでしょうか。その議論をして委員会の中の全て合意をした上で、細かい文面については、委員長、副委員長で決めるということで、特に全権委任をしたという認識が、捉え方がどう思われるのかお聞かせください。

○委員長（藤原 正伸君） 日下委員長。

○議員（日下 茂君） 全権委任ということ言われてるんですけども、当局側を呼んで委員会で協議する中で、12条と13条の部分的なところが少し分かりにくいということを、先ほど申し上げたとおりですけども、その確認が取れましたので、時間的にも十分ありませんでしたので、もう一回委員会を開くということは不可能でしたので、そこら辺どうしようという中で、あと事務局と当局側と正副委員長で、そこら辺のところを文言は決めてほしいということで、委任というか、そこら辺を文章的には、松井委員も言い直してると思いますが、会議録ありますので、そこはしっかり読んでいただければ、会議録ではっきり出ておりますのでということで、私も全権委任を受けた覚えもありませんし、副委員長もその当時受けておりませんので、特に問題はなかったとい

うふうに思います。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

嵯峨山委員。

○委員（嵯峨山 博君） 再度お伺いさせていただきます。

日下委員長は、前期2年そして後期2年と産建の委員長をやられますので、前期2年で決めたことを後期2年で、振興条例なんかでも前期2年である程度のところまで決まった。後期2年でそれを実現するための努力をしようと思われたのか。例えば、会期不継続ってありますよね。ある程度は決めたけども、後半になれば委員も変われば意見も変わってくるでしょうし。いろいろと意見もある中で、ただ、前期2年でこういうふうに決まったんで、その方向に向けて委員長として努力して、これを条例制定に向けて頑張っていこうというふうにされたのか、その辺ちょっとお伺いさせていただきます。

○委員長（藤原 正伸君） 日下委員長。

○議員（日下 茂君） 前期のときも突然ということで皆さんの同意も受けてませんし、一般会議を開くにしても、委員会の中で同意も受けてませんでしたので、私自身、その当時、朝からもう今日は委員会もう流すと言って怒ったことも何度かありましたけども、それじゃ産経委員会そのものが恥になるんじゃないかということで押さえまして、いろいろと考える中で、常に私は全会一致を目指して委員会運営をやっておりますので、一人一人の意見はしっかり聞いて、また当局側とも意見がすり合いができるようにして努力を行っておりますので、今回、発議に関しましては、特に問題ありませんし、自信を持って説明できましたし、今後ともそういう方針で行っていききたいなというふうに思っております。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

副委員長よろしいですか。

○副委員長（水田 文夫君） はい。

○委員長（藤原 正伸君） それでは質疑はないようですので、日下委員長に対する質疑はここで終了させていただきます。日下委員長どうもありがとうございました。

暫時休憩します。

午前10時17分休憩

午前10時30分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

吉田議員におかれては、審査会への出席御苦勞さまでございます。

ここからは、審査対象議員である吉田俊平議員からの聴取を行ってまいります。

聴取につきましては、付託の案件ごとに行ってまいりますのでよろしくお願いいたします。

初めに、付託第28号、松井議員の請求に係る付託でございます。この第28号の付託についての調査を行います。

初めに、吉田議員のほうで、議員倫理条例第7条第7項の弁明が現時点でございましたら、お聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議員（吉田 俊平君） 弁明は特にありません。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、7条5項によりまして、調査に入りたいと思います。

吉田議員に対して、付託第28号に関して質疑のある方は挙手願います。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 御苦労さまです。中小企業振興条例の制定の経緯について伺いたいんですが、恐らく私が調べる限り、これ一番最初にできたのが、昨年の8月18日の産建委員会の中で、その他のところで条例制定についてという項目が、その中で、先ほどこちと日下委員長の話からは、吉田委員のほうでその提案がされて、そこから流れが始まったというふうに聞いてるんですけど。なぜ、閉会中で所管事務調査にも上がってない項目を、そのタイミングで提案されて進めようと思われたのか、その辺の経緯についてお聞かせください。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） それでは、まず回答させていただく前に、私のことで委員の皆さんに時間を頂戴いたしまして、そのことについては大変申し訳ないなと思ってます。本日は御苦労さまです。

それで、条例の経緯なんです、この条例の根本にあるのが朝来市商工会からの要請文書でありました。それが、市長のほうに要請文書とって、なおかつ議会のほうにも来ているということを知ったもので、じゃそれは必要だろうということで提案をさせていただいたと。

その他のところで、なぜ上げていないのに発言をしたのかというのは、ちょっとそれは当たらないんですけども。議員は発言ができますので、視察の提案、もしくは条例の提案、所管事務の提案ができると、このように理解しています。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 商工会のほうから、市にも条例つくってくれという要請があったりとか、議長の方にも提案があつて、それを受けて、吉田議員としても早く動くことが朝来市の経済振興のために必要だと思ったと、そういうことでよろしいですか。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 質問の内容は分かるんですが願意が分からないので、どのようにお答えしたらいいの分かりませんが、議員は議員発議として条例を提案する権利、もしくは提案する権限を有していますので、その権限を行使させていただいた。その理由につきましては、先ほど述べたとおりです。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。

ございませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 1、2点お聞きしますが、条例制定に関連する11月29日及び12月14日の委員会、あなたは10月24日で最後の産建委員会に出席されたんですけども、それ以降のこの条例案にめぐって、11月29日の産建委員会、12月4日の産建委員会は、これは傍聴されていないんでしょうか、されたんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 傍聴してません。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 議事録を見させていただいた中で、決まったことをほごにしたと再三言われておるんですけども、これはどういう意味か少し説明していただけますか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） それは、委員会で確認したことということです。この経緯につきましては、一番最初に条例案につきましては、私のほうでつくらせていただきました。ただし、その過程で、創生の会、こちらにも、もしくは清風の絆さんにも話を事前に通させていただきました。その中で、条例案をつくったんですが、委員会の中で、委員の皆さんが賛成される方と、もしくは全文をつけてほしいと、これは松井議員と、私の記憶では森下議員がおっしゃったと思います。それで、その全文をつけるということで、皆さんで合意をしたということです。

それから、当局に対しては、一般会議という場で当局と商工会に御希望を聞いて、条例案を提示した上で、この内容でよろしいかということを開きましたら、当局においては、このような形でほしいということがありましたので、それについては調整させていただいた上、反映しています。商工会においても要望がありましたので、それを反映させていただいた条例案を提案させていただいて、委員会で全会一致で当時の産建委員である日下委員長、そして森下副院長、そして松井議員、水田議員、森田議員、吉田俊平と6人全員で、これは創生の会の5提案事項ということを確認して、全文を修正させていただいた。追加させていただいた。そしてその上で委員会で確認をして、パブリックコメントに付したと。この確認をほごにされたという意味です。

以上です。

○委員（横尾 正信君） 分かりました。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 発議のタイミングについてなんですが、12月25日の本会議のときに、吉田議員から、12月の定例会の初日に提案できなかった理由を教えてくださいたいということがありました。吉田議員としては、初日ということにこだわっていらっしゃったのか、それとも何か12月議会であれば初日でも中日でも最終日でもそれほど変わらないのか、その辺の重みというか、その辺をどう思われていたのかを教えてくださいたいと思います。最終日になったことについては、何か委員会に対して不足があったなり、そういうことがあったのかどうか、その辺を教えてくださいたい

いと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 初日にこだわったわけではなくて、初日にならなかった理由にこだわったということです。通常ですと、パブリックコメントを取って、最短の議会開会中に提案するというのが想定される通常のパターンですが、今回につきましては、委員会で条例案を中身をいろつていると、もしくは中身の検討を始めたということを知りましたので、まあそれは聞いておりました。そこは事務局に確認して聞いておりました。それで、この初日に提案をされない理由、パブリックコメントというのは、条例の内容について市民に声を聞くということです。成案を示して、そのことについて意見を聞くということです。意見を聞いて中身を変えるというのは基本的にはないと、私としては想定し得ない。それを換えようとしているので、その理由についてただしたということです。それが初日にこだわった理由ではなくて、初日に提案をしなかった理由についてこだわったと。そこに問題点があるんじゃないかということで、質疑を行ったということです。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 分かりました

こだわっているパブコメ後の修正というところ、パブコメ後にパブコメがゼロだったにもかかわらず修正したというところなんですけど、これどうなんですか、吉田さんの解釈として、パブコメをしたらもう一字一句変えてはいけないというお考えなのか、それとも、今回の修正内容というのが、やはり軽微ではなくて、やはり内容の根幹にかかる部分だったので指摘をしているのか、その辺どういうお考えだったのかお聞かせください。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） パブコメも大きく分けて2種類あると思ってます。パブリックコメントを条例案を一字一句示さずに概要版として説明する場合と、一字一句説明している場合と、これは内容が異なってくるだろうと思っています。

朝来市小規模等振興条例の条例案につきましては、これは後者のほうでして、一字一句条例案を示させていただいたということでもあります。その内容を変えるということは、私は想定し得ない。基本的には、それを提案しているということです。

それから、普遍的に申し上げますと、一般会議の席で当局から聞いた内容につきましては、反映をさせていただいております。今回、変えられた経済成長戦略が、その条例案で読み込めると。当局のほうとしては、経済成長戦略策定中だったので、その計画を今回の条例案には読み込ませていただきたいと。これはこの条文で読み込めますかということだったので、読み込みめますということで確認をいたしております。ですから、わざわざそこを変える必要はないわけです。それを換えられたと。

また、議会への報告につきましては、これも当局からの要請で、質疑の中で決算資料に変えていただきたいというような発言があったように記憶をしております。そのタイミングにつきましては、当局のほうで御判断いただきたいということで、報告しなくていいというような内容ではなかった

と思っております。しかしながら、委員会の条例案については報告義務がなくなりましたので、これは大きな変更が起こっていると思っております。

議会のほうに当局は報告をしないということは、議会から要は能動的に調査を行わない限り、内容が分かりません。受動的に義務規定にして報告をしなければいけない規定であれば、これは受動的なものなので、議会としては当局から説明を受動的に受けるということになりますが、この条文を削除することで、能動的に議会が調べなければいけない状況になっているということは、これは大きな課題があるなという認識は持っておりました。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） ありがとうございます。

つまり、計画の策定については、一般会議の中でも、現在の経済成長戦略をもって、こういった事業費用の計画にみなすことができるんだということは吉田さんも納得されていたので、これについては条例にそれを明記したことについては、内容としては問題なかったということですか。それで、また13条の議会の報告を削ったことに対しては、やはりその実際の内容として問題があったという、そういうことでよろしいですか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 私が言ってるのは2点あって、加藤委員が言われているのは内容の問題と。私が言ってるのはプロセスの問題もあるわけです。これは、パブリックコメントについては私個人がやってるわけでもありません。そして、修正の内容、条例案の合意内容についても、私が1人でやっているわけではありません。その当時の日下委員長、森下副院長、そして、松井議員と水田議員と私と森田議長と、この6名で合意をした内容であります。したがって、これはこの委員会が合意をした上で、議長名でパブリックコメントを取っている関係上、制度的に議会がパブリックコメントを取っているということでもありますから、その内容について、一回議会で取っているものをわざわざ変えるというプロセス上の問題がある。また、先ほど言った内容の問題があると。それは合意をしていた内容について変えられていると。委員会で決めた内容について変えられているというようなところを問題と考えておったと、こういうことです。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 12月25日の本会議において、松井議員とのやり取りの中で、最後に全権委任という言葉が使われて、最後採決を取らずに最終的なあの文面について、議長、副議長に松井議員の発言の中で、委託をされたということについて問題視をされていますが、やはり全権委任ということで問題があったというふうな認識でおられるのか、その辺の補足的な説明をお願いしますか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 今回の政倫審については議場での出来事ですので、それについては議事録を読んでいただいたらそのとおりであります。

補足的に申し上げますと、あの発言、もしくは議員会提案があった際に、横尾議員が傍聴したかどうかと聞かれましたが、私自身は議会の録画放送を議会事務局長と一緒に確認をしまして、その際に、委員会で委員会発議をする要件である委員会の採決もしくは議決をせずに、もしくは内容の確認をせずに、正副委員長に変更してくださいということを確認されています。委員会発議の要件としては、内容、条例案の成文を確認した上で採決をするというのが原則です。ただし、採決の方法は、挙手もしくは採決を省略して、皆さんに諮って、異議なしということであれば、採決を省略することができますけど、そういった作業は一切行われておりません。どういうふうな経緯かどうかは録画上是分かりませんが、そういった委員会発議の要件を満たしていないにもかかわらず、正副委員長に委員会、その当時は松井議員が発言、その当時というか松井委員が発言をされて、正副委員長に内容について一任しますということで発言をされています。これについてはあり得ないというふうに私は考えています。例えば、予算や条例審査で、委員長、副委員長に採決一任ということはあり得ないわけです。それが、議長に全権委任ということですし、委員長、副委員長に全権委任するということはあり得ないということを申し上げているんです。これは、議会というのは議決の場なんです。採決の場です。その採決を行わずに委任をすると。そして、何を委任しているかも分からないということなんですよ。条例案を変えるか、もしくは正のままでいくか、それが分からない中で、勝手に決めてくださいというようなことで委員会が終了しています。

ですから、そういうプロセス上の問題があるということは、皆さんには申し上げたいと思います。これを同じように議会でやっていけば、ほかの委員会も同じことをするわけです。採決せずに、委員長、副委員長一任、これが予算条例提案、もしくは委員会の議員発議の条例、全てにおいてこういうことが許されると。議会の議決機能というのは、もう自分たちで放棄することになるんじゃないかなと。そういうことを危惧しています。そのような思いがあったということは、御理解いただきたいと思います。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 分かりました。

つまり、これはどっちなのでしょう。松井議員個人の問題なのか、それとも、委員会としての委員会運営の問題なのかどっちなのか。というのもこれがやっぱり大事で、松井議員のほうでもこの発言を受けて、やはり地域に帰った後で丸投げ議員であるとかいうことを印象を受けて言われたりとかしていますので、松井議員が問題だったのか、それとも委員会としての運営が問題だったのか、その辺はどう評価をされているのでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） あのときに発言をされたのは、松井議員のみだったというように記憶をしております。今回、松井議員がどういう形でおっしゃってるのか分かりませんが、松井議員自身が発言をされてるんですよ。内容は確認していない。そして、条例を改正するのか改正しない

のか、それについても確認をしていない。原案を可決するかどうかも確認していない中で手を挙げられて、委員長、副委員長に一任しますと。これは会議録上そうなってると思うんですけど、違いますか。そうってますね。それについて申し上げてるということです。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 幾つか簡単な質問ですがね。

パブコメ問題に関連してですが、あなたは修正を行ったときには公表する義務がある。こういうふうにおっしゃってますが、その根拠は何でしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） それは先ほども申し上げた、条例提案時にはパブリックコメントをするというのが、これは慣例上そうなっているからです。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 慣例ですか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 当局の例規について、もしくは内規につきましては、条例を制定する場合、もしくは市民に影響を与える計画を策定する場合には、パブリックコメントを策定しなければいけない、もしくは義務規定があります。ただし、議会については、そういう内規が今現在ありません。したがって、当局の条例を準用する形で、条例提案をするというのが一般的な解釈です。これは全ての行政運営上、議会ですべての当局と同じような内規を持つことが不可能とは言いません。ただし、多くの労力を要するということから、当局と同じような議会の内規を有していないという場合にどのように行うかということ、慣例でありますと、当局の運営の仕方に準用する、もしくは依拠するという形で、条例提案なり内規の運用、もしくは解釈が行われているというふうに理解しておりますので、これはそのような意味での慣例ということでもあります。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員。

○委員（横尾 正信君） そうすると、慣例というのは当局の規定ですか。規定でそうしているから、それに基づいてという理解でよろしいですか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 1点申し上げますと、この条例の前に、伝統的酒造り振興条例というのを議会で議員発議をさせていただきました。この際にも、同様にパブリックコメントを実施した上で、委員会が委員会発議を行うという手順を踏んでおります。したがって、当局の慣例だけではなくて、議会の実行してきた実例としてもう既にあるわけです。その点はよくよく御理解いただきたいなと思います。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） これも、あなたは、25日、12.25の議事録を確認しますと、条例を改正するとおっしゃってるんですが、条例改正すべきか、すべきじゃないかおっしゃってるんですが、その対象の条例というのは何ですか。条例改正すべきか、すべきでないか、全権委任にするという形でおっしゃってるんですが、まあ条例改正する。その対象は、あなたが言ってる改正対象の条例とは何ですか。何を指してるんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 条例案です。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。

よろしいですかね。

渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 日下委員長のときにも出たんですが、この案の13条の件については、いわゆるパブコメを省略できるほどの軽微なものであったのかどうか、考え方を聞かせてください。

○議員（吉田 俊平君） 13条の・・・どうかと言われると、内容が分からないので、ちょっとその部分、見出しだけ言っていたら分かると思う。

○委員長（藤原 正伸君） 事務局長。

○事務局長（宮元 広司君） すみません、失礼いたします。

ただいま、パブパブリックコメントをしたときの案についてという説明のところに、13条の部分がございますので読み上げをさせていただきます。

見出しが計画の公表等、第13条、市長は振興計画を策定し、または変更したときはこれを公表するものとする。第2項、市長は、小規模企業等の振興のために講じた施策の実施状況について、毎年公表するとともに、議会に報告するものとするとあります。以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 言われた第1項につきましては、これは多分変わってないと思いますので、第2項の部分について議会に報告されないということでありましたら、議会のほうでは内容が分からないと。先ほども言いましたように、能動的な調査をしない限り分からないというわけです。したがって、これは受動的にならざるを得ない。そうすると、議会としては現状が把握しにくくなるということですので、これは私は軽微な変更ではないというふうに理解をしております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 質疑はないようですので、第28号の付託に関しましてはここまでといた

します。

引き続き、第29号の付託、藤本議員の請求に係る部分でございます。

これに関しても、取りあえず、7条7項の弁明はございませんか。

吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 先ほどもちょっと申し上げたんですが、今回問題になっているのは、議会での議事録上の問題なんですね。本会議もしくは委員会上の問題であります。そのことをどのように評価するかというのは、その時々、もしくは議会の判断ということになろうかと思えます。弁明するようなことは、基本的に、言った発言が言っていないということであれば弁明はしませんが、言った発言は議事録に残っておりますので、これは弁明する必要はないというふうに、次の委員会においても思っております。それは、議会事務局にも事前に、政倫審が設置された場合に弁明する気はありませんとお伝えしております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、第5項に基づきまして調査に入りたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

質疑はございませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 簡単な質問です。

2月10日の産建委員会の中での発言についての根拠をお伺いしたいんですが、まず、審査付託書の中に2点指摘があって、1点目が本会議である議員が言いました。今、与布土で学校給食センターと契約栽培する話が進んでいるって一般質問中言ったんです。これについて根拠はありますか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） これは、会議録を皆さん政治倫理審査会で見ていただいておりますので、あの会議録は御存じのものというふうに理解しております。その中で、一般質問の中で、地区のほうでこの農産物のことについて一般質問された際に、そのような発言があったというふうに私は記憶をしておったので、その旨を申し上げたということです。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） そのときの御記憶の中でそういう話をされました。その後、一般会議録等を精査されましたか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 会議録を精査しましたら、これは私が会議録を精査したのは本会議、そして委員会です。委員会の中で、これは、当時は学校給食センター、教育委員会のほうに再三にわたって、藤本議員のほうから納入したほうがいいと。こういうふうな納入ふうなことを農林振興課に要請をすれば、すぐにでも農林振興課が材料を集めてくれると、このような発言を再三されておりましたので、私はそのときの認識は間違っていないというふうな確信を持って、議事録を確認したという経緯があります。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） その議事録、何月何日のどの部分、何月何日の部分というふうに御提示いただくことは、もちろん今日はあれだと思いますけど、できるのでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） それはこの審査委員会で審査されるものであろうと思います。それが議事録を精査されてきて、その結果、私が今日呼ばれていると思いますので、御自分たちで調査をされたとは思っておりますけれども。それでも私にここはこうだ、ここはこうだということをおっしゃるというふうに委員会で求められるんですか。それはちょっと私も聞きたいんです。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 今までの審査の中で議事録等全て精査をしています。その中で、やはり該当するような発言、該当するような部分はないというふうに我々の中で調査が進んでいますので、今、吉田議員から藤本議員が再三にわたって農林振興課等に言うているということが驚きましたので、今聞いています。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 暫時休憩します。

午前 11 時 5 分休憩

午前 11 時 8 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 令和 2 年 9 月 16 日の文教民生分科会の質疑の中で、これは番号が振ってありますので、128。これはもしかしたら政治倫理審査会の整理の際に、128 番目という発言内容を確認するため、要はどこで何が言ってるかということを確認するための番号じゃないかなと思いますけれども。128 の委員、藤本邦彦君、ぜひもう今後は毎年 100%、よそから買うことなく、それこそ農林振興課に相談したら、もうその日のうちに即日幾らでも集めてくると思いますので、そういう形にしていきたい、このように申し上げておられます。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 分かりました。

その中で、与布土地区なり、与布土なりという言葉は出てきますか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） これは、皆さんちょっと時系列をよく考えていただきたいと思うんです。

この政治倫理審査会の第 1 回目が始まった令和 5 年だったと思います。令和 5 年の 2 月に、産建委員会のほうで問題になりましたフロー図が出ておりました。このフロー図は、農産物流通拡大支援

事業、これは3年限定の事業でありましたけども、予算額であれば、約800万円でなかったかなと思います。この金額がどのように使われたのか、そして3年間の成果はどうであったのかということを確認する、要は出口戦略を確認したという委員会でありました。その際に、この出口戦略として出されたフロー図が問題になりました。なぜ問題になったかということ、市内の地域自治協議会から農産物を集めた上、これは資料がありますので、ちょっと皆さんも一度見られていると思います。このときにどのように書いてあるかということ、農産物販路拡大業務について今後の取組、1、農業者がよふどの恵みに農産物を持ち込むと、はっきり書いてるんですね。2、よふどの恵から契約業者へグループ出荷を行う。3、契約業者からそれぞれ販売店に運搬され消費者の元に届くと。これは例示ではありません。このようにしますというふうな資料が出てまいりました。

その上で、このフロー図が特定業者を公の市がフロー図の中で入れ込むということは、プロポーザル等を経ない限りできないと。ですから、この表現については特定中間事業者とかそういうふうな書き方に変えてくださいということをお願いをして、文書を撤回して修正して再提出されたという経緯があります。したがって、この令和2年の9月16日の委員会とこのフロー図を見て、非常に蓋然性が高いと。蓋然性ですね。

今、横尾委員が首を振られましたけれども、今日の委員会につきましては、私がどのように考えているか、どのような発言の背景があったかを聞いておられると思います。したがって、私が言ったことに対して首を振ること自体が私はおかしいんじゃないかなと思いますけども、そういう蓋然性が高いと私は認識をしたと。ですからこの、そしてですね、この問題のこの資料が出てきたときに、休憩中にですね、この説明会に議員がよもや出席していませんねということは確認をいたしました。これはもう産建委員の皆さんいらっしゃいましたので、よく覚えてらっしゃると思います。そうすると、藤本議員が出席をしていたということがありまして、政治倫理審査会の第1回目が発したというふうに思っております。

これも、産建の委員の皆さんは、よくよく覚えてらっしゃると思いますけど、この資料が出てきたとき、もしくは藤本委員が出席をしたという事実が出てきたときは、多くの委員の皆さんがこれは問題があるということで、個人名は言いませんけど、皆さんおっしゃっておったように認識をしております。

そしてそのときに、委員会の中で、これは休憩中でありましたけれどもと思いますが、この問題については、再度調査すべきじゃないかという議長からの要請もありましたので調べさせていただいたということで、その当時の委員の皆さんは、この資料が出てきたときに非常に蓋然性が高いなと、もしくは倫理上の問題があるという認識でいらっしゃったと思っています。

その後に政倫審が設置された際には、政治倫理条例の審査会設置要件として違反を認める者と、それについて賛成する者ということで、当時、日下委員長が違反を認める者ということで、それに賛成をされた森下委員、松井委員そして水田委員だったと思いますけど、この議員の方々は3名、違反を認める者に賛成をするということで政倫審が設置された。議会運営委員会に設置の要請があったと、このように理解をしておりますので、その当時はその議員さんも皆さん同じような認識

をお持ちだったなと僕は思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） お尋ねしますけれども、今問題になった例のフロー図の問題です。

これ、後から私ども見てびっくりしたんですが、その後の調査の中で、担当課長の言は、農林振興課としての成果を焦るあまりに、特定の団体名を書き込んでしまいましたと。そのことを部下の職員から指摘もされたことがあったので一般的な名前に書き換えましたと、こういう話が担当課長からあつてびっくりしたんですが、そのこと自体、委員会の中では皆さん問題にされた。そして、おかしいじゃないかということになったわけですね。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） まず、そのフロー図が出てきた経緯につきましては、その当時の委員会、産業建設常任委員会では分かっておりませんでした。ただし、出てきた結果については、問題だろうということで撤回をしていただいたということです。

それで、その後の政倫審の中でその経緯については明らかになりまして、明らかになった点というのが、このフロー図を作成した原課の担当職員の時点では、これは特定の業者名は書かずに、中間事業者というような表現にしておったと。これを当時の平松課長、現在の平松次長が指示をしまして固有名詞に変えたということが判明いたしました。ですから、産建委員会の中でその経緯については分からなかったので、その部分について議論したということはありませんけれども、出てきた内容についての結果について、固有名詞が出るのはおかしいという認識が、各全ての委員さんにはあったと。そして、それが撤回につながったんじゃないかなと。これは私の印象ですけども、そのような印象を持っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、第29号に関する質疑はここまでといたします。

引き続き、付託第30号、これはよふどの恵みと細見守氏からの請求に係る件でございます。

議員倫理条例、第7条7項には弁明することができるとありまして、その機会を担保する意図がございますので、重ねてお聞きをします。この時点で御発言がありましたらお願いします。

吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 強いて申し上げますと、国会には不問権という権利が付されています。それは、国会での発言については不問に付すという国会法上の権利であります。これを地方議会に適用するかどうかは、その地方議会の判断に委ねられていると。自治的な裁量に委ねられているとい

うことは、これはそのとおりであります、これを法律上法制化されていないから不問権を認めないという見解もあれば、国会が国会法で議員の発言について自由な権利を保障しているというのは、これは憲法上の要請であります。これは表現の自由ということがありまして、表現の自由から言論の自由というものが最大限尊重されないと、議会運営が成り立たないということが根底にあるわけです。それが国会法に規定をされている不問権の背景であろうというふうなことを私自身は思っております。

したがって、国会であろうが、地方議会であろうが、基礎自治体であろうが、議員の発言については、基本的には、個人を誹謗中傷しておとしめるようなことはいけませんけれども、そういうふうな発言は、松井議員、藤本議員、そして、よふどの恵さんについて、私はないと思っております。ただし、事実を適示したとこれは事実でありますので、そのような御理解いただきたいなど。

なお、愛知県の豊明市で、市長と議員が名誉毀損を争った内容がありました。これは、市長が議員が配ったビラで名誉を毀損されたということで裁判になった。そして、市長が議員を訴えたことで議員も反訴をして、お互いが訴えるような状態になったということです。この判例につきましては、皆さん御存じのとおり、高裁で棄却をされております。その際に、名誉毀損における議員の発言が問題になったんですが、その中で損害賠償請求だけは認めるというふうな例示の判例の一部が出されております。これは調べていただいたらよく分かります。要は、その損害が発生しているかどうかは、民事上の問題として処分してくださいということです。そして、議会の中での行われている行為については、これは議会の自治権、今、審査会で行われている皆さんが判断されること。これは各地方公共団体、もしくは国。まあ国は不問権がありますが、場合によっては不問権を超えたような非常に程度の低い発言も中にはありますので、そういった場合には議会運営委員会等で問題になることはあろうかと思います。

こういうことを皆さん御理解いただいた上で、もう少し申し上げますと、ここにいらっしゃる議員さんに、私は妄想だとこのように言われました。妄想を言っている。妄想というのは、これは人を侮辱する言葉です。そして、ある議員さんには、ここにはいらっしゃいませんけれども、関係されてる委員さんには、公文書を偽造しているというふうに言われました。これは公文書偽造は2回言われました。しかし、僕は何も言わないというのは、これは議会の表現の自由なり言論の自由というものを重んじているからです。ただ、その発言の内容の評価については、私はじくじたる思いを持っておりますけれども、一々議会で反論すると、もしくはそれを問題にするということは、今まで行っておりません。

しかしながら、過去で遡れば、これは福祉団体に対して窃盗罪というような発言をされた議員もいらっしゃいました。これは窃盗はしておりませんでした。ただ単に、福祉団体が施設に自販機を置かれて、そこの電気を使われておられた。そして、その電気を使うことについては、当局と合意を得てる内容でありますので、これは窃盗罪に該当しておりません。そのように理解をしておりますけれども、そういったことが過去不問に付されて、現在も不問に付されて、それで人間が変われば問題にすると。これは私から言わせれば、物事を裁いてるのではなくて、皆さんは人を裁いてるん

じゃないかなというふうに思っております。罪を憎んで人を憎まずという言葉がありますが、これはその人間が犯した行為について裁きましょということです。これが人によって変わる、この人はいいけどこの人は駄目と、こういうことがまかり通るのであれば、これは法治議会ではありません。これは人治議会です。ルールに基づかない人治議会になってしまうということです。

それから、さきの政治倫理審査会において、これは政治倫理条例違反は懲罰に該当すると、懲罰に類するような行為なんだというふうにおっしゃいました。それは、私は、私自身はですよ、政治倫理条例と懲罰規定は全く異なるものというふうに理解をしておりますけど、その当時おっしゃった皆さんは、同じものと考えてらっしゃるのであれば、懲罰事案につきましては会期不継続の大原則が適用されます。会期不継続の大原則というのは、会期をまたいでは処分ができないということです。もし、この政治倫理が懲罰的要素を持ってるのであれば、そもそも違法阻却事由に該当するということでもありますので、よくよく御判断いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） それでは、7条5項によります調査に移ります。

付託第30号に係る部分でございます。

質疑のある方は挙手願います。

ございませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 2月10日の産建委員会の議事録に対して請求が出てますので、その内容についてお伺いします。

吉田議員の発言として、このよふどの恵というのは、僕は個人の団体やと思っているので、個人の要は市としては全く関係のない団体やと思っていますという発言の、その個人の団体ということの何を意図しようとしたのか教えてください。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 公の団体ではないということです。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） もう一つお伺いします。

その後で、同じ吉田議員の発言として、で、うちには全く関係ない組織です。団体はこの前あった細見さんですよ。代表、私がやってくれって言って、一般会議のときに言われましたよというふうに発言がありますが、それはどのような意図なのか、そういうことを本当に細見さんがおっしゃったのか。また、代表をやってくれってどういうことなのか。御記憶にございましたら教えてください。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） この一般会議というものがあまして、これは農業の振興を行うということから、市内に生産者の方に来ていただきまして、意見交換を行った一般会議でありました。その

際に、よふどの恵を代表して細見さんが出ていらっしゃったというふうに記憶をしております。したがって、細見さんがよふどの恵を代表して出てくれということで、出てこられたというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） その一般会議が唯一の吉田さんとよふどの恵の接点ですか。ほかに例えば何か代表の方を知っていたとかそういうことはなかったんで、細見さんしか知らなかったんで、ここで細見さんの名前が挙がったんでしょうか。つまり、これ細見さんの名前を挙げた理由というのは、一般会議のときに御一緒されて、印象に残っていたので細見さんの名前を挙げたのか。つまり、細見さんはあくまで一理事であって、代表は谷村さん、別な方なので、これ細見さんの名前を挙げた理由というのは、その一般会計で一緒だったからなのか、そこはどうなんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 先ほども言いましたけども、代表理事とか理事とかいうことではなくて、よふどの恵を代表して一般会議に出てらっしゃったと、そういう意味での代表だというふうに理解をしていただけますか。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） この件で、9月8日の本会議の一般質問の際に謝罪をされましたが、なぜそこで謝罪をされたのか、その経緯について教えてください。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） これは、議会運営委員会等でも森田議長から御説明があったとおり、細見さんのほうが。私の記憶ですよ、これは正確じゃないかもしれませんが。ある方を介して、憤慨されているということを聞きまして、話がしたいということでありましたのでお会いしたということです。

それから、細見さんに過去会ったかどうかというような接点の話は、私はもうこれはちょっと個人的な話なので、この場でふさわしいかどうか分かりませんが、議員になる前に、私が25歳ぐらいに、よふどの恵の事務局の職員を募集しておりまして、その当時、よふどの恵の面接がありまして、そのときに細見さんに一度お会いして、お互いが顔を知ってるという状況ではありましたが、その後、個人的な付き合いなり発言をしたということはありません。

そして、謝罪をした経緯についてはそのようなことです。その中で、細見さんといろいろと御説明をさせていただいたんですが、御理解いただけない部分もありまして。ただ、憤慨をされている、もしくは怒ってらっしゃる事実というのは変わりませんので、その場で私のほうが細見さんに誤解を与えたということで謝罪をさせていただきました。ただ、細見さんは、私の記憶では、わしい

いけども、よふどの恵の皆さんがどう言うかは分からないということで、公に謝ってほしいという
ような発言があつて、そのときに議運で調べられたとおり、本会議で謝罪をさせていただいたと。

ただし、謝罪ということは、本会議場そぐわない部分がありますので、御迷惑をおかけをしたと
いう発言にとどめまして、内容につきましては議事録のとおりであります。その発言に際しまして、
議会事務局、そして、当時の西本前議長には話をして、議長のほうからも、発言が長いもしくは内
容がそぐわないようなことであれば困りますので手短にお願いしますという御指示をいただきました
から、その旨、そのようにさせていただいたということです。

それから、皆さんですね、一般質問の場で関係のない発言をするから問題だというようなことを
おっしゃいますけれども、能登大震災、もしくは地元の祭り、もしくはそのときの時節の話、挨拶、
これを皆さん自由闊達に発言をされております。これは一つの事実だと思います。

先ほども言いましたように、この人はこういうふうな発言をしたら駄目だ、これは許されるとい
うのは、これは議長が判断することです。それで、議長が止めると、必要がなければ止めるという
ことです。当時、発言は事前に議長に了承を取った上で、発言を最小限にして、内容についてとど
めさせていただいたと。この内容につきましても、誤解を与えたことについての謝罪という含意を
持って、状況を説明させていただいたと。もしくは、あのような言葉にはならない対応をさせてい
ただいたということでもあります。そのように御理解いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 謝罪をされたにもかかわらず抗議文が出たりとか、審査請求が来ていると
いうのが今の現状だと思うんですけど、つまり、吉田議員としては本会議という場で、できる限り
の謝罪はしたけど、やはり本会議という一般質問という場なので、できることは限られていたので、
なかなか御自身として謝罪をし尽くしていないというふうにお考えなのでしょうか。まだどの辺い
かがなんでしょうか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 私としては、させていただく内容につきましては、細見さん御自身にお会
いをしまして御説明をさせていただいた上で、立会人がいる中で頭を下げて謝罪をさせていただきました。
ただし、謝罪の内容につきましては、先ほども申し上げたとおり、誤解を与えたというこ
とで、それについて迷惑をかけたということで謝罪をしております。

しかしながら、私が発言をした内容が名誉毀損に当たるとかいうことは、私は全く当たらないと
思います。それはなぜかといいますと、フロー図がこの問題点の出発点です。そのフロー図で利益
を得るといこういうものを、細見さんは利益を取ってるんじゃない、そういう団体じゃないんだ
とおっしゃったんですが、そのフロー図が出てくる前の前年ですね、市長フォーラム、市民フォー
ラムの中で使われた資料を、皆さん見てらっしゃるのか、見てらっしゃらないのか分かりませんけ
ども、そこによふどの恵さんが例示をされて、その資料の中にはっきりと利益と、仲介料イコール
利益という表現があります。当然、一般社団法人の中で2つありまして、営利を目的としない一般

社団法人と営利を目的としても構わない一般社団法人があります。ただ、いずれにしても、利益がない限り団体の運営はできません。これはNPO法人も一定の利益を認められているというのはそういうことです。

それで、多分、細見さんが怒ってらっしゃるのは、利益を求めるという私の発言に対して怒ってらっしゃるんだと思いますけど、利益というのは団体を運営する上では必要なことなんですよね。ただ、それを行政が一団体を明示して、そこに利益を与えるようなことはあってはならないと思っています。そういう意味合いで私は問題にしたということなんです。

ただ、その一方で、私の思いとは別に、その発言をした内容が、多分これは私の推測ですけども、例えばこれは言葉が非常に汚い言葉になりますけども、がめついとかそういうふうなニュアンスで捉えたじゃなかろうかなというふうに思っております。そういうふうな発言の意図は全くありません。仕組みとしての利益が取られるということです。これは利益が取れるということは、通常、今、給食センターに納入している生産者は直接納入ですので、例えば、100円の物品が100円で買ってもらえると。ジャガイモを100円で買ってもらえるというものが、その事業者を通すことで、この単価が上がるわけではなくて、100円が例えば80円になったり95円になったりするわけです。生産者側にとっては利益が減るという側面があります。こういう仕組み、フローなりスキームを行政が提案するというのを私は問題にしたと。そこが主眼であって、団体を意図的に批判をしたり中傷したりする意図は全くございませんでした。ただ、その受け取り方やその解釈の仕方、誤解が生じているということでもありますので、そのことは真摯に細見さんに謝罪をさせていただいたと。個人的にお会いして謝罪をさせていただいたと、こういう経緯であります。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

渚本委員。

○委員（渚本 稔君） 1点お尋ねします。

先ほど、よふどの恵さんにも確認させてもらったんですが、よふどの恵さんが最初に言われたのは、第三者を介して、森田議長と吉田議員に来ていただいて謝罪を受けたと。そのときに、文書をいただいたという話をされたんで、そこをお尋ねしたら、それはいつのことかと言えば、8月30日のことで、実際にはこういう具合にペーパーで書かれた文書ではなくて、その後、森田議長が仲介してくれた第三者の友人に宛てたLINEを転送してもらって見て、それを細見さんのほうが謝罪文という表現をされたようであります。それについては、以前の議運の中でも森田議長にも確認済みのことで、文書でそのようなものを提出したことはない。第三者の友人とのLINEの交換であったということなんです。念のため、吉田議員にもお尋ねしますが、最初によふどの恵さんのほうがお二人に8月30に来ていただいたときに、文書で謝罪文をいただいたという表現されたんですが、吉田議員は文書をもって、よふどの恵さんに謝罪文を渡されたということはあるんですか。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 文書をもって謝罪文を申し上げたということは、事実は一切ございません。

それから、先ほどもちょっと申し上げたように、細見さん自身には、誤解を与えたことで迷惑をかけましたということで目の前で謝罪をさせていただきました。それで、細見さんは、わしはこれでもいいけども——僕のそのときの記憶ではおっしゃいまして。ただ、よふどの恵さんが納得するかどうか分からないので公開の場で謝ってくれというような要求がありました。それで、その当時、じゃこういうふうな手法でよろしいですかということで、その当時の立会人の下で確認をして、そのものについて森田議員が多分LINEで送られた内容かなと思っております。

したがって、文書で送ったとかいうことはありません。ただ、その文書がどうして誰を経由して出てきたのかというのは、非常に私は疑問に思っております。なぜ、そんなものが出てきたのか、誰を経由して出てきたのか、私はちょっと教えていただきたいなと思ってるんですよ。これは調べていただいているんですよ、この委員会です。その文書がどこから、出どこはどこなんだと。出てくるんですかね。それがやっぱりこの問題の根本にあるんじゃないかなと、私はそのように思っています。これは私の主観ですけども。それはしっかりと、誰がどのような関与をして、その文書を細見さんからもらったのかということは、委員会で審査していただきたいなと思います。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 全体的なこととお伺いしたいんですが、吉田議員、大変経験長い議員でありますので、例えば、今回の2月10日なんかは閉会中の所管事務調査であって、議事録は一般的にホームページ等で公開されないということも、そういうことももちろん御存じだと思うんですけど、そういったことを意識されながら、ふだん全般的に例えば発言されるのか、それとも閉会中であっても普通の本会議中の委員会であっても、あるいは本会議であっても、同じもう市民に対して全て公開されてるんだという意識で発言されるのか、その辺のお考えとかお気持ちとか心構えとか、お聞かせください。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 議事録が公開されない公開されるというのは、これは単なる議会運営上の議会の都合であります。その一方で、対市民の皆様に対する議会の姿勢というのは、これは議会会議規則上で、会議は公開とするということになっております。この会議というのは本会議を示しています。ただ、本会議と同じように、委員会も傍聴を許可を朝来市議会はしておりまして、したがって全ての議員の発言は、委員会、本会議は公開中に行われているものと、そのように理解しながら発言はさせていただいております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） 1点だけちょっと確認させてください。

先ほど、渕本委員がおっしゃった、細見さんから議運に提出されていた文書に関してなん

ですが、出どころが調べてくれ疑問やと、こういうことなんですね。この文章を、まあLINEで送った文章なんでしょうね。これはその中で、細見さんが受け取ったものにはこうあるんですよ。

9月の一般質問の冒頭で、1、私、吉田俊平は、細見さん個人及びよふどの恵に対して謝罪をします。2、2月10日の会議の記録から、両者の名前を削除するように要請します。3、産業建設常任委員会で、よふどの恵の一般会議をなるべく早い時期に実現できるように議会に要請します。なお、議会事務局には一般質問の発言を止めないように要請しております。また、会議の記録からも削除するように要請して、森田委員長に相談するように話しておきましたので報告します。

こんな文言があるんですが、じゃこれは、私、吉田俊平はとかあるんですけども、これはあなたが送ったものでも書いたものでも何でもないということでしょうか。そういうことなんですか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 何でしょう。

○委員（渚本 稔君） 先ほど来、確認してますとおりに、今問題になってるもんは、私人間で交わされたLINEの送信・受信であって、公文書ではありませんから、それに基づいて吉田議員に何か質問するというのは、これルールから外れてると思います。

○委員長（藤原 正伸君） 横尾委員、質問の意図をお願いできますか。

○委員（横尾 正信君） いやいや、先ほどの文章がね、森田議員からLINEで送ったもので、誰にあったものでもないとおっしゃいますが……

○議員（吉田 俊平君） 違うでしょ。私が作成した文書はありますかと言われたので、文書じゃありませんと申し上げたんです。いいかげんなことを言わないでもらいたい。

○委員長（藤原 正伸君） 整理させていただきます。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ちょっとお待ちください。

ただいまの審査の中身は、付託第30号に係る部分についてでございます。

その申立ての内容について、確認すべき内容、確認すべき事柄があれば質疑を許しております。それに関わる部分の御説明をいただきたいというのが、渚本委員の異議の中身かと思いますが。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ちょっとお待ちください。

○委員（横尾 正信君） 議運でね、議運のテーマなんで議運でと思っておったんですが、先ほど吉田議員が文書の経緯、出所等について疑問に思つととおっしゃったもんですから、ちょっと一言だけね。じゃ、私、吉田俊平とはどうなんだろうなと思ったので質問したまででございます。本来、議運でこれはいずれきっちりと、まあ議運に出された文書ですんでね。扱いますけども。今日また細見さんのほうから文書が出て、追加で「細見さんには貴重な時間をつくっていただきありがとうございましたと、森田議員からの伝言です」と、新しい文言が今回加わったものですからね。そこらを含めてちょっとおっしゃったもんで確認のためお聞きしただけです。これ議運でやらせてもらいます。

○委員長（藤原 正伸君） 吉田議員。

○議員（吉田 俊平君） 私が今問われているのは、本会議場もしくは委員会の発言であろうと思っております。違うんでしょうか。それが名誉毀損に当たるのか、この問題が問われているというふうに理解をしております。それとは全く関係がないとは申し上げませんが、本筋とすれた、筋が外れたようなことになってくると、私はどのように回答していいのか、私は回答する義務が誠実にあるのか。私が今日出ているこの委員会は、審査対象議員は誠実に審査会に対応しなければいけないということから出させていただいております。これは翻りますと、審査会が誠実に対応してくれるという前提で出させていただいております。したがって、横筋にそれたようなことになると、これは答弁できませんよとか、私が誠実に対応する必要ありませんよとか、こういうふうな私自身が望んでいないような対応をせざるを得ないようになりますので、それは委員長のほうにもご十分に委員会の運営をお願いしたいなと思います。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） 御意見は何っております。

今一定その趣旨で整理をさせていただいたつもりでおります。

今日、委員配付にとどめております文書でございまして、これは先ほど申立人さんから提出されたものでありまして、今、吉田議員がおっしゃったような、その出どころ等について、この委員会で調査はまだしておりません。ただ、その中身につきまして、今、吉田議員がおっしゃったとおり、本会議中の発言ないし委員会中の発言についての審査をするわけですが、それに必要か否かはこちらのほうで、審査会のほうで判断をいたしますので、今の吉田議員の発言は、これは一般的な御意見としてお聞きをしておきます。

渕本委員。

○委員長（藤原 正伸君） 渕本委員。

○委員（渕本 稔君） 何回も申し上げておりますけれども、今朝、よふどの恵の細見さんから、紙に印字されて出されたものは、確認しましたところ、私人間で行われたLINEのやり取りであって、公式文書ではないというのは何度も確認してまいりました。また、前回、議長にも確認したとおりに、私人間のLINEであると。今日も提出された方に尋ねましたが、その方の承認を受けて今日出したものではないということも明らかになりました。そうしたものを、これ以上この政倫審の場で取り扱うというのは、これいかなものかと思しますので、この件の取扱いというのは、もうこれ以上はやるべきではないと思っております。

以上です。

○委員長（藤原 正伸君） ただいまの意見に対して。

横尾委員。

○委員（横尾 正信君） おっしゃるとおりでしょうね。これはこの場で出されましたけども、そう大きく取り上げるつもりはないですよ。取り上げたのは、渕本委員がわざわざこの件について、吉田議員にお聞きになったんじゃないですか。あなたがお聞きになったから、吉田議員はそれは関

係ないから答えませんというふうに本来おっしゃる、私は言うんだとおっしゃいましたけども、答えちゃったんですよね。渚本委員に関係ないと言うんじゃないくて、いやいや文章の経緯がなんだかんだと言って答えられたもんですから、私もじゃそれ若干だけちょっと確認したいんで質問しますねというふうに、発言があったんで質問したので、これはしようがないですね。

○委員長（藤原 正伸君） 委員間のやり取りについては、ここまでとしたいと思います。

それから、今日提出いただいた書類につきましては、これは先ほども申しましたとおり、本審査会の審査に必要かどうかについても含めて、審査会のほうで判断をさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、質疑はないようでございますので、付託第30号に关します調査はここまでといたしたいと思います。吉田議員、大変御苦勞さまでございました。

暫時休憩します。

午前 11 時 57 分休憩

午前 11 時 58 分再開

○委員長（藤原 正伸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これで予定しておりました関係者の調査なんですけれども、冒頭お話ししましたとおり、傍証ではあるがという前提ですが、議長の聴取を提案されておまして、これにつきましては次回以降に要請したいと思っておりますので、御了解ください。

それで、次回の開催につきましてお諮りしたいと思います。

次回日程なんですけれども、今週ですと20日か21日、審査会を持つことは可能でしょうか。委員の皆さん、20日の午前に入れてよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 渚本委員、21日の午後は大丈夫ですか。

○委員（渚本 稔君） 午後。

○委員長（藤原 正伸君） 21日です。

○委員（渚本 稔君） 3時間程度なら。

○委員長（藤原 正伸君） まあ午前も3時間、午後……

20日は一日駄目なんですね。

○委員（渚本 稔君） 21がもし3時間延びるようになると困るので、20日何とか私調整します。

○委員長（藤原 正伸君） そうですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） 20日、木曜日です。午前9時、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、次回日程は6月20日午前9時でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

整理の時間もなくなっていましたので、今日のここまでの聴取の整理から次回入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様の方から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） なければ、これで本日の会議を閉じたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原 正伸君） それでは、次回日程を6月20日午前9時といたしまして、本日の会議を終了することといたします。大変御苦労さまでした。

午後0時1分閉会
